

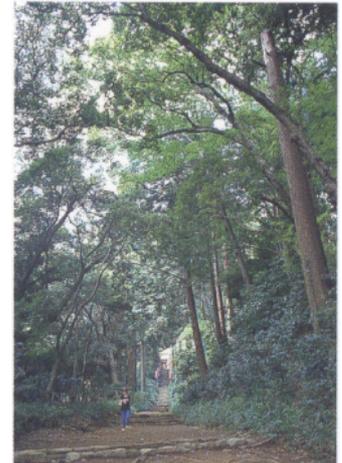
# 伊勢原市 緑の基本計画 (概要版)

## 1. 緑の基本計画とは

都市緑地法に基づく法定計画です。

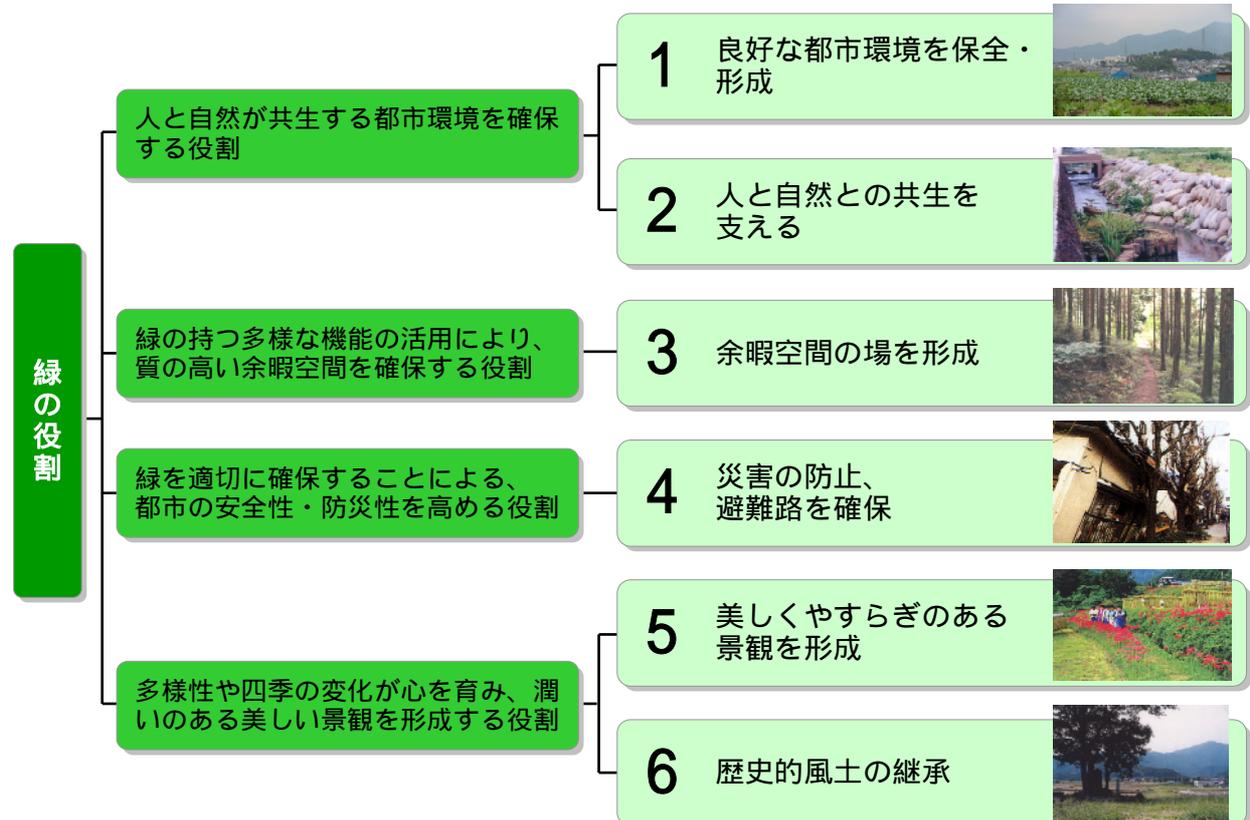
住民に最も身近な地方公共団体である「市」が主体となり策定する計画です。

伊勢原市の現状と地域の特性に応じた緑豊かなまちづくりを推進するため、緑地の保全から公園緑地等の整備、その他公共公益施設及び民有地の緑化推進、また緑化意識の醸成など、都市の緑のオープンスペースに関する基本的な方針や施策を示す総合的な計画です。



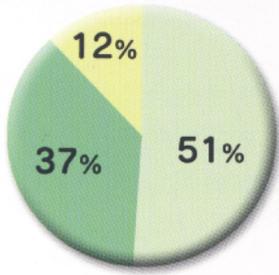
## 2. 緑の役割

緑が有する多様な役割は、伊勢原市の特性等を踏まえると、次の6つの役割に区分することができます。

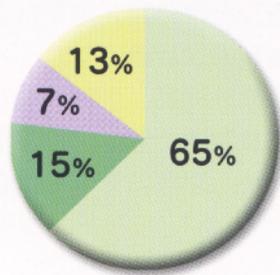


### 3. 市民の声

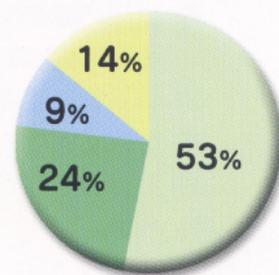
伊勢原の緑を  
どのようにしていくべき？



緑の管理は  
どのようにすべき？



緑化推進の進め方は？



- 積極的に保全し、また増やす
- 積極的に保全し、現状を維持
- その他

- 地域住民と行政で協働して取り組む
- 緑化基金を充実し、これにより取り組む
- 行政ですべて取り組む
- その他

- 行政と市民と協力して行う
- 行政主導で行う
- 市民が行い、行政は支援する
- その他

平成12年11月実施（配布数：2,003名・回答数：1,004名）

### 4. 緑の将来像の目標値

市街化調整区域における樹林地の現状水準の保全を目指します。

公共施設の緑化を推進します。特に都市公園等の整備を推進し、市民一人当たり都市公園（県立公園含む）整備面積の倍増を目指します。



市民に親しめる公園緑地整備を進めます。

#### 緑の将来目標

項目	現況	目標（平成34年度）		
		定量目標	定性目標	
市街化調整区域の樹林地量	約2,000ha	約2,000ha	市街化調整区域における樹林地の現状水準の保全	
都市公園（県立公園含）整備面積目標量	都市計画区域	34.0ha（3.4㎡/人）	85.0ha（8.0㎡/人）	市域全体（都市計画区域）倍増
	市街化区域	16.0ha（1.9㎡/人）	30.0ha（3.5㎡/人）	市街化区域内倍増
市街化区域内の緑被率	7.2%	15%	市街化区域内緑被率の倍増	
緑化推進目標量		50ha	市民一人1本植栽	

なお、将来目標値を達成するために、中期（10年（平成20～29年度）・長期（15年（平成30～34年度））の2つの目標年次に分けて、段階的に設定します。